



サザンカ

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集 発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **山村英治**

〒150-0034

東京都渋谷区代官山町17-1
代官山アドレス・ザ・タワー1812

TEL 03-5728-8360

FAX 03-5728-8361

info@zaicom.jp

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月12日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

集中電話催告センター室(納税コールセンター) 新規国税滞納事案等を所轄税務署に代わり電話や文書により納税催告を行う国税局(所)内の部署。滞納者情報データを「集中電話催告システム」で処理し、自動的に機械が滞納者に電話を掛け、応答した時点で担当職員が納付催告を行います。催告を受けた7割超の滞納者が完納しています。

小規模宅地等の 特例の要件が 厳格化 されました

相続税の各種特例の中でも適用されることが多く、適用による相続税額への影響が大きいものに「小規模宅地等の特例（相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例）」があります。この小規模宅地等の特例について、平成三十年年度税制改正において適用要件の厳格化が図られていますので、整理してみます。

1 制度の概要

小規模宅地等の特例は、個人が相続等により取得した財産のうち、その相続の開始直前において被相続人等の居住用または事業用に使用していた宅地のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分（小規模宅地等）については、評価額を八〇

%又は五〇%減額できる制度です。なお、相続開始前三年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

2 限度面積と減額割合

小規模宅地等の特例では、宅地の種類ごとに限度面積と減額割合が次のように定められています（表1参照）。

- ① 特定居住用宅地等：被相続人等の居住用に使われていた宅地等（マイホームの敷地）
- ② 特定事業用宅地等：被相続人等の事業用に使用されていた宅地等（不動産貸付事業以外の事業用建物の敷地）
- ③ 特定同族会社事業用宅地等：貸付以外の一定の法人の事業用に使用されていた宅地等（不動産貸付事業以外の同族会社への賃貸敷地）
- ④ 貸付事業用宅地等：被相続人等の不動産貸付事業用に使用されていた宅地等（賃貸アパートなどの敷地）

表1 小規模宅地等の特例の種類

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件		限度面積	減額される割合
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		①	特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	②	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	③	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等（一定の法人の事業の用に供されていたものに限ります）	400㎡	80%
		④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%

このうち、平成三十年年度税制改正では、①の特定居住用宅地等と④の貸付事業用宅地等の適用要件が見直されましたので、その内容を見ていきます。

3 特定居住用宅地等の見直し

(1) 改正の背景

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等である「特定居住用宅地等」では、被相続人等の配偶者や被相続人等と同居していた親族のほか、別居相続人とその配偶者であっても被相続人等に配偶者と同居親族がおらず、相続開始前三年以内にマイホームを所有していないなど一定の要件の下、特例の適用が認められる「家なき子特例」と呼ばれるものがあります。

しかし近年、家なき子特例を利用するため、別居相続人が親族等に持ち家を売却して賃貸住宅に居住することで意図的に持ち家に居住していない状態を作り出すなど、本来の制度の趣旨と異なる事例が出てきたため、適用要件が厳格化されました。

(2) 改正内容

改正では、①相続開始前三年

表2

	改正後の家なき子特例の要件	備考
①	被相続人等に配偶者及び同居の相続人がいないこと	変更なし
②	被相続人等の自宅土地を承継し相続税の申告期限まで所有	〃
③	相続日から遡って3年以内に次の人が所有する家に住んだことがない	〃
	A 土地を承継した人またはその配偶者	〃
	B 3親等内の親族	追加
	C 特別の関係にある法人	追加
④	被相続人等の死亡当時に自分が住んでいる家を過去に所有したことがない	新設

以内に、その者の三親等内の親族又はその者と特別の関係にある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者、②被相続人の死亡当時において、居住用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者が適用できなくなりました。

改正の結果、家なき子特例の要件は表2のように見直されました。

(3) 適用時期

平成三十年四月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用されます。

なお、改正では経過措置が設けられており、平成三十年三月三十一日に改正前の家なき子特例の要件を満たしている人については、平成三十二年(二〇二〇年)三月三十一日までの相続に限り、改正後の要件を満たすものとして特例の適用が認められることとなります。

4 貸付事業用宅地等の見直し

(1) 改正の背景

被相続人等が貸付け等の事業に利用していた宅地等「貸付事

業用宅地等」に関しては、その親族が、相続開始時から申告期限までにその宅地等に係る被相続人等の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その貸付事業の用に供していることが特例の要件の一つとされています。

しかし、特例を適用するため一時的に現金を不動産に換えて相続税を軽減するケースが散見されていること、また平成二十九年十一月の会計検査院報告「租税特別措置(相続税関係)の運用状況等についての報告書」において、相続により取得した土地等を相続税の申告期限の翌日以後三年以内に譲渡していた人についての適用状況の調査の結果、小規模宅地等の特例の適用を受けた者が相当数把握され、そのうち貸付事業用宅地等については、短期間に譲渡している者が多く見受けられ、事業継続等への配慮のためとする本来の制度目的に沿っていない事案が見受けられるとの指摘が行われたことから見直しが行われました。

(2) 改正の内容

貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等が除外されました。

ただし、相続開始の日まで三年を超えて引き続き事業的規模で貸付事業を行っていた被相続人等のその貸付事業の用に供されたものは除外されません。

(3) 適用時期

平成三十年四月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税から適用され、三十年三月三十一日までに貸付事業の用に供されている宅地等については見直しの対象とはなりません。



NISAで非課税期間が 終了した場合の取扱い

少額投資非課税制度(NISA)は、平成26年1月1日から非課税口座の開設が可能となりました。非課税口座内での保有期間は最長5年間のため、平成26年分非課税管理勘定で保有している上場株式等については、平成30年で非課税期間が終了することとなります。

非課税口座で上場株式等を保有したまま非課税期間が終了した場合には、①同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管するか、②特定口座や一般口座に移管することができます。

それぞれの場合の取扱いは次のようになります。

① 同一の非課税口座内の新たな非課税管理勘定に移管(ロールオーバー)する場合

非課税口座が開設されている金融商品

取引業者等に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

この場合、平成31年の非課税枠を利用した上で、引き続き譲渡益・配当等の非課税が継続されることとなります。

② 特定口座や一般口座に移管する場合

特定口座に移管する場合には、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合には移管依頼書の提出は不要で、特定口座に移管されます(一般口座への移管の場合は移管依頼書の提出が必要です)。この場合、同一年分の非課税管理勘定に同一銘柄の上場株式等を有するときは、新たな非課税管理勘定に移管するものを除き、その全てをその特定口座に移管するなどの要件を満たす必要があります。

この場合、平成30年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額を基に課税されることとなります。

国税の更正、決定等の期間制限

法人税や所得税、消費税といった国税の更正決定等は、国税通則法第70条で、その更正または決定に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る更正は当該申告書を提出した日)から5年を経過した日以後においては、することができない、と定められています。

ただし、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れたり、その全部若しくは一部の税額の還付を受けていた場合などにはその取扱いが異なり、法定申告期限から7年を経過する日まで行うことができることとされています。

また、法人税に係る純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正または当該金額があるものとする更正は、法定申告期限から9年(平成30年4月1日以後開始事業年度において生じるものについては10年)を経過する日まで、することができます。

消費税

給与課税される出張旅費等の取扱い

役員や従業員に支払った出張旅費で、その旅行について通常必要と認められる範囲を超える金額は、所得税では役員や従業員に対する給与として課税されることとなります。

では、消費税の取扱いはどうなるのでしょうか。この点、国内への出張旅費(宿泊費、日当を含む)のうち、その旅行について通常必要と認められる範囲のものには課税仕入れに該当するものとして取り扱います。しかし、通常必要と認められる範囲を超える部分は、所得税法上は給与として課税され、給与を対価とした役務を受けているものと考えられます。そのため、消費税の課税仕入れに該当しないこととなります。

知ることです。グレッグ・マキ
ユーン氏は子どもの頃にアルバ
イトを通して、時給一ポンドの
仕事がある一方で、時給六ポ
ンドの仕事があることを知り、時
間と成果の関係に気づかされた
と語っています。ただがむしゃ
らに頑張ればいいというもの
はなく、どこに重点を置くかが
大事なことであり、それ以外は
目を向けないようにするという
考え方です。

「トレードオフ」とは何かを選
ぶには、何かを捨てなければい
けないという考え方です。ビジ
ネス戦略でいえば、格安航空会
社がその典型となります。サー
ビスの過剰さを廃止するかわり
に、低価格路線を選択して利益
を産み出す仕組みを作っていま
す。

しかしながら、この判断が意
外と難しいのです。なぜならト
レードオフが起こるのは、どち
らも捨てがたいような状況だか
らです。非エッセンシャル思考
の人はトレードオフが必要な状
況になったとき、「どうすれば両
方できるだろうか？」と考えて
しまうものだと思います。さら

には、忙しい仕事をしているこ
とが有能さの証だと思ってしまう
ため、余暇や家族の時
間や睡眠時間を削ってしまいま
す。しかし、そこそが逆効果。
「睡眠」は体調を整え、脳のパ
フォーマンスを高めるために必
要なものです。余暇や家族サー
ビスによる「遊び」は脳を創造
的にし、ストレスを軽減してく
れます。なにより寝る間も惜し
んで働いて、心身のバランスを
崩しては元も子もありません。
ときには電話もメールもシャッ
トアウトして、考える時間を意
識的に作ることも大切です。

ビル・ゲイツは年に二回ほど
「考える週」を定期的にとつてい
たことで知られています。その
1週間に大量の本や記事を読ん
で最新技術について学び、ビジ
ョンを考えるようにしていたの
です。とはいえ、人は本来的に
関係性に縛られた生き物ですか
ら、なかなかノーとは言えませ
ん。上手に断るには、関係性か
ら切り離して考え、直接的でな
い表現を使うといいとグレッグ・
マキユーン氏はアドバイスして

います。たとえば、沈黙してそ
れとなく意志を伝えたり、別の
日の代替案を出したり、「予定
を確認して折り返す」と一端
間を置いて断るのです。相手が
上司で断りにくい場合は、「どの
仕事を後まわしにしますか？」
と逆に返し、上司にトレードオ
フを意識させるといいでしょう。
ノーを言うことで、たしかに短
期的に相手と気まずくなること
はありますが、長期的に見ると
「自分の時間を安売りしない」と
いうメッセージになり、プロフ
エーションナルの証として相手か
ら敬意を得られることにつなが
ります。自分にとって重要なこ
とと不要なことを見極めるため
には、最終的にどう生きたいか
という「本質目標」を定めるこ
とだといえます。たとえば、「弁
護士ではなく医者になる」と決
めてしまえば、何を学ぶべきか
が明らかになり、その後のあら
ゆる決断の助けにもなります。
あるいは社会的な意義や家族を
大切にするというものでもいい
のです。一番大切なことを決め
ることで、次々とやってくるタ
フな選択肢の前で、後悔せずに

判断できるようになります。
エッセンシャル思考の目標は、
単に世間的な成功を手に入れる
ことではありません。人生に意
味と目的を見出し、それを成し
遂げるために、それ以外のもの
を捨て去る勇気を持つことなの
です。

エッセンシャル思考の考え方
のポイントをまとめると次のよ
うになります。

① すべてをやるうとする、
すべてが中途半端になる
② 重要な仕事に集中し、それ
以外を削ぎ落とす

③ 断る勇気を持ち、目標のた
めに計画的に時間を使う
要するに、仕事の断捨離も必
要だということです。リスクヘ
ッジのために色々な考え方が大
事です。「そうは言っても」な
どの否定的な考え方も多数ある
かもしれません。

しかしながら、常に中途半端
になり判断に迷う事が多い方は、
一度仕事や行動の断捨離をして
みてはいかがでしょうか。新た
な自分が見つかり、仕事がか
どり、豊かな人生に変わるかも
しれません。

パーソナルカラー診断

友人に「もっと明るい色を身につけてみたら？」と言われたことはありませんか。洋服の色、バッグや眼鏡、ネクタイに靴など小物の色、メイクに使う色など、身につけるものの色は皆さんどのように選んでいますか？特別地味な色を選んでいたり、ついても、つい「使いやすいベーシックな色」を無意識の内に選んでいたりと、また、気づけば「自分の好きな色」ばかり周りに揃ってしまったことはないでしょうか。仕事をする上で場違いに派手な色を身につけるわけにはいきませんが、自分に似合う色で、周りがぱっと明るくなるような色使いができると素敵ですね。ただ、自分の好きな色は分かっても、自分に似合う色は分かりづらいものです。そんな時、「パーソナルカラー診断」がとても役に立ちます。

「パーソナルカラー」とは、肌や髪、瞳の色をもとにした、その人に似合う色の系

統のことです。例えば、一口に「赤」といっても、朱色やえんじ色、紅色など様々な種類があります。その人の肌や髪の色合いによって、えんじが似合う人もいれば、朱が似合う人もいます。ベビーピンクは似合わないかもしれないけれど、コーラルピンクなら似合う場合もあるのです。たくさんある色の種類の中から、自分に似合うのはどういう系統の色かを知ることができるのが「パーソナルカラー診断」です。

インターネットで検索すれば、自己診断のチャートがでてきますので気軽に試してみることができます。また、百貨店の洋服や化粧品売場のサービスとしてこの診断を取り入れている店もあります。自分のパーソナルカラーを知って人に与える印象を上手にコントロールすることができれば、様々な場面で大いに強みになるのではないのでしょうか。ぜひ一度お試し下さい。

本を手にとってみませんか

幼稚園や保育園の頃、先生に絵本を読んでもらった時に、一番好きだったのは先生の「本をめくる音」だったという人の話を聞きました。絵本は文庫等と違い紙が分厚く、ゆっくりめくる時に本を支える手に紙が触って音がします。なんとも言えず不思議で心惹かれる音を自分でも出してみたくて、自ずと本を手取るようになったと言います。

今日ではタブレットやスマートホンなどで本を読むことができるようになりました。非常に便利なもので、重たい思いをせずに数え切れない程の本を持ち歩くこともできます。その便利さはありがたく享受するとして、たまには紙の本を手にとってみませんか？

本には、独特の紙のにおいや質感、そして重さなど、内容以外にもその人の記憶に残る要素がたくさんあるものです。

コーヒーケーキ

秋も深まり、熱いコーヒーがおいしい季節になってきました。ちよっとひと休みしたい時に、コーヒーによく合う甘いものがひと口あると嬉しいですよ。

「コーヒーケーキ」は、コーヒー味のケーキではなく、コーヒーと一緒に食べるケーキのことです。大抵、小麦粉・バター・砂糖・卵などの基本的な材料を混ぜ、小麦粉やシナモンなど

で作ったそばを散らして焼いた、大変素朴なケーキです。最近では「コーヒーケーキ」として置いているカフェを時折見かけますが、家でも比較的簡単に作ることができます。

休憩時間においしい熱いコーヒーとともに頂けば、気分が変わってまたその後の仕事もはかどりそうですね。

正社員とパート・契約社員等との待遇格差の是正

これまで、正社員（正規雇用労働者）とパートタイム、契約社員等（非正規雇用労働者）との間の不合理な待遇の格差が問題とされてきました。

これを是正するための措置が、平成三十年七月六日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に盛り込まれていますので解説します。

一 整備された法令

公正な待遇確保のため、規定の整備が行われた法令は次の通りです。

- ・ パートタイム労働法^①
 - ・ 労働契約法
 - ・ 労働者派遣法
- (注) パートタイム労働法は、正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。

今回の改正で、有期雇用労働者も同法の対象に含まれることとなり、法令の名称は「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）に変わります。

二 不合理な待遇差の是正

裁判等の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」に関し、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者についての規定の整備が行われました。

(一) パート・有期雇用労働者
「均衡待遇規定」「均等待遇規定」の内容および改正点は次のとおりです。

- ① 均衡待遇規定
次の内容の相違を考慮して「不合理な待遇差を禁止」するものです。

職務内容（業務の内容＋責任の程度をいいます。以下同様）

職務内容、配置の変更範囲その他の事情
従来から、パート・有期雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する規定はありませんが、今回の改正でその明確化が図られ、それぞれの待遇

ごとに、「待遇の性質・目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。」とされました。

※ 例えば、基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など。

② 均等待遇規定

次の内容が同じ場合は「差別的取扱いを禁止」するものです。

職務内容
職務内容と配置の変更範囲
パートタイム労働者については、従来から均等待遇規定についての定めがありました。今回の改正では、新たに有期雇用労働者も均等待遇規定の対象とすることが規定され

ました。

なお、どのような待遇差が不合理であるか・不合理なものでないかについては、「ガイドライン」の策定によって規定の解釈が明確に示されます。

平成二十八年十二月に「同一労働同一賃金ガイドライン案」として策定されており、今後、確定される予定です。

(二) 派遣労働者

これまで、派遣労働者と派遣先労働者の待遇差については、配慮義務規定が設けられていました。

今後は、次のいずれかを確保することが義務づけられます。

- ・ 派遣先の労働者との均等・均衡待遇の確保^③
 - ・ 一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保
- (注) 均等・均衡の内容は、(一)を参照してください。

派遣労働者の待遇差に関する規定の整備は、次の考え方に基づき実施されました。

- ・ 派遣労働者の就業場所は派遣先であり、待遇に関する派遣労働者の納得感を考慮する上で、派遣先の労働者との均

等・均衡は重要な観点。

派遣先の賃金水準と職務の難易度が常に整合的とは言えないため、結果として、派遣労働者の段階的・体系的なキヤリアアップ支援と不整合な事態を招くこともあり得る。それでは、個々の内容を見ていくこととします（派遣元事業主は、①、②のうちいずれかを確保することが義務化されます）。

① 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

派遣元事業主は、派遣労働者と派遣先労働者の待遇に関して、不合理と認められる相違を設けることや、差別的な取扱いをしてはならないとされました。

なお、①の実施のため、派遣先にならうとする事業主に對しては、派遣先労働者の賃金その他の待遇に関する情報等を、派遣元事業主に提供することを義務づける規定が新設されました。

また、教育訓練、福利厚生施設の利用に関しては、派遣先事業主に対する規定の強化が行われています。

業務遂行に必要な能力を付与するための教育訓練に関し、一定の場合を除き、派遣労働者に対しても実施する等必要な措置を講じなければならぬ（従来は、「実施するよう配慮しなければならぬ」とされました）。

福利厚生施設の利用に関し、業務の円滑な遂行に資する一定のものは、派遣労働者に対しても、利用の機会を与えなければならぬ（従来は、「与えるよう配慮しなければならぬ」とされました）。

② 一定の要件を満たす労使協定による待遇

派遣元事業主が、労働者の過半数代表者等と以下の要件を満たす労使協定を締結し、当該協定に基づいて待遇を決定します（派遣先の教育訓練、福利厚生は除く）。

〈労使協定の内容〉

賃金決定方法（次のイ、ロに該当するものに限る）
イ 協定対象の派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金額と同等以上の

賃金額となるもの

ロ 派遣労働者の職務内容、成果、意欲、能力又は経験等の向上があつた場合に賃金が改善されるもの

派遣労働者の職務内容、成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価して賃金を決定すること

派遣元事業主の通常の労働者（派遣労働者を除く）との間に不合理な相違がない待遇（賃金を除く）の決定方法

派遣労働者に対して段階的・体系的な教育訓練を実施すること

三 説明義務の強化

事業主が労働者に対して説明しなければならぬ内容に関し、次の整備が行われました。

① 有期雇用労働者に対し、雇入れ時に本人の待遇内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務が創設されました。

② パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者が求めた場合に、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等の

説明をすることを事業主に義務づける規定が創設されました。これにより、法律の適用対象となる非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」についても説明を受けられるようになります。

四 施行日

平成三十二年（二〇二〇年）四月一日に施行されます。ただし、中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」の適用は平成三十三年（二〇二一年）四月一日に施行されます。

五 働き方改革関連法全般

働き方改革関連法は、今回取り上げた「公正な待遇の確保」と「労働時間法制の見直し（平成三十一年四月以降施行。内容により施行時期が異なります）」により構成されています。

二で触れたガイドラインなど今後公表されるものもありますので、引き続き動向に留意していきましょう。

産前産後期間の保険料免除 制度創設（国民年金）

平成31年4月1日より、次世代育成支援の観点から、国民年金法における産前産後休業期間中の保険料免除制度が創設され、国民年金第1号被保険者が出産をした際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されることとなります。

（参考）健康保険、厚生年金保険制度においては、従来から産前産後期間中の保険料免除制度が設けられていました。

① 免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

保険料を前納している場合は、免除期間分の保険料は還付されます。

② 対象者

国民年金第1号被保険者であって、出産日が平成31年2月1日以降の者が免除の対象となります。

③ 申請方法・申請先

出産予定日の6か月前から提出が可能です（ただし、現時点では未施行のため提出できるのは平成31年4月以降）。

住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口が申請書の提出先となります。

④ 申請書類

申請書は、年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口へ備え付けられます。また、ホームページからプリントアウトをできるようにすることも予定されています（平成31年4月以降）。

⑤ 年金額等の計算

年金額や死亡一時金・脱退一時金の計算等を行う際は、当該免除期間は「保険料納付済期間」として扱われます。

ストレスチェックの実施者追加 （労働安全衛生法）

ストレスチェック制度は、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査や、検査結果に基づく医師による面接指導などを義務づける制度です（常時50人以上の労働者を使用する事業場が対象）。

平成30年8月9日より、ストレスチェックの実施者に、必要な研修を修了した「歯科医師と公認心理師」が加えられました。

現行の実施者は、産業保健や精神保健に関する知識を持つ医師、保健師、必要な研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師とされています。

公認心理師は、平成29年9月に新設された国家資格であり、平成30年9月9日に第1回試験が行われました。保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する相談や助言、指導等を行うことを業とする者をいいます。

パート労働者等の年次有給休暇

労働基準法により定められた年次有給休暇の制度は、パートタイム労働者など労働日数や労働時間が少ない労働者にも適用され、所定の要件を満たすときには、付与をしなければなりません。

労働基準法により定められた年次有給休暇の制度は、パートタイム労働者など労働日数や労働時間が少ない労働者にも適用され、所定の要件を満たすときには、付与をしなければなりません。

付与日数は、週所定労働時間・週所定労働日数（または一年間の所定労働日数）および勤務年数に応じて算出します。

週所定労働時間が三十時間以上または週所定労働日数が五日以上の者には、六か月継続勤務したときに「十日」付与します。

三十時間未満の者については、例えば、週所定労働日数が四日の場合は「七日」とされ、労働日数が少なくなるにつれ付与日数も減少します。付与日数は厚生労働省のホームページ等にてご確認ください。



ギネス世界記録の発祥

1951年に当時のギネス醸造所の最高経営責任者だったヒュー・ビーヴァー卿が発した、「ヨーロッパで最も速く飛ぶ狩猟鳥はどれか?」という疑問をきっかけに世界記録を集めた本が「ギネス世界記録」です。1955年に初めて出版されてから毎年刊行され、これまでに累計1億3,800万部が販売されています。

書籍から始まったギネス世界記録は、現在ではテレビ番組やFacebookなど、さまざまな形で、多くの人に情報が提供されています。また商業施設などで、ギネス世界記録へチャレンジする参加型のイベントも、各国で開催されています。

世界記録への挑戦

ギネス世界記録保持者になるためには、世界記録を収集・認定している組織である「ギネスワールドレコーズ」に申請をします。

申請には、ギネスワールドレコーズの記録データベースにアクセスして、挑戦したい記録タイトルを検索します。検索しても挑戦したい記録タイトルが見つからない場合は、新規記録タイトルの提案をします。

挑戦したい記録を申請すると、申請フォームに入力された内容の確認が行われます。そして申請が承認さ

れると記録認定のルールや必要な証拠物などの情報が送られます。申請の確認には今のところ最大で3ヶ月かかります。

申請が承認されたら記録の挑戦を行います。ルールに従って記録に挑戦し、結果の証拠物を提出すると、その証拠物の審査が行われます。審査が終わるまでには最低3ヶ月はかかるそうです。

優先サービス

申請フォームの確認や証拠物の審査には、かなりの時間がかかります。これは、世界記録の挑戦が世界各国で行われており、2017年の実績で178の国と地域から約4万7,000件の申請があるからです。そこで、申請の回答や証拠物の審査を早める「優先サービス」が用意されています。

優先サービスは、申請と証拠物の審査で価格は違いますが、5万円から7万円かかります。ただ優先サービスを利用することで、申請の確認や証拠物の審査の結果が10営業日以内に回答されます。

記録タイトル

ギネス世界記録の記録タイトルは、客観的に計測できることや、他の誰かがその記録を更新することが可能であることなど、いくつかの条件を満たしている必

要があります。アルコール摂取や大食いのような過剰摂取をするような記録は認められません。また、「風船を空に飛ばす」のように環境に影響を及ぼす記録も認められません。

新規記録タイトルの申請が却下される理由として、判断するための情報や説明が不足していることや、内容が特殊すぎて全世界で競い合える性質のものではないといったことが挙げられています。また、「最も重い」や「最も軽い」ペットの記録は廃止されたので、今後認められることはありません。

日本の記録保持者たち

海老名サービスエリアにある「ぼるとがる」というパン屋が、今年4月28日から30日にかけて、名物のメロンパンを2万7,503個販売しました。このことが「48時間の販売個数世界一」として、ギネス世界記録に認定されました。

また、グリコ乳業の「プッチンプリン」が、1972年の販売開始から2012年3月までの期間で、累計販売個数が51億個を突破し、2013年にギネス世界記録に認定されました。このときは期間限定で、「ギネス世界記録認定パッケージ」が発売されました。

参考文献：ギネス世界記録公式HP

糖尿病とは

ヒトは食べ物からブドウ糖を体内に取り込んで、エネルギーとして利用します。ブドウ糖は血液に溶け込んで全身に運ばれていきます。血液に溶け込んだブドウ糖を「血糖」といいますが、食事などのさまざまな原因で変動する体内の血糖の量（血糖値）を一定に保つために重要な働きをするのが、インスリンというホルモンです。

インスリンは、すい臓で作られます。食事によって体内の血糖値が上がると、すい臓がインスリンを分泌します。血糖が全身の臓器に届くと、インスリンは血糖を臓器に取り込んでエネルギーとして利用したり蓄えたりします。

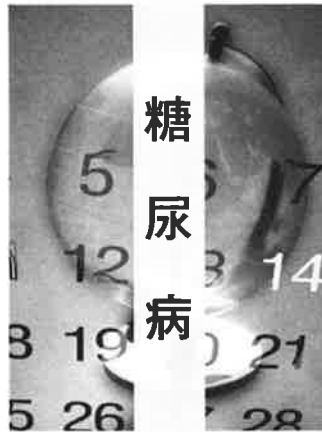
糖尿病は、インスリンの分泌量が少なかったり分泌されたインスリンが機能しなかったりすることで、体内の血糖値が高い状態が続いてしまう状態をいいます。

糖尿病の種類と合併症

糖尿病には、大きく分けて1型糖尿病と2型糖尿病があります。

1型糖尿病は、インスリンを分泌するすい臓のβ細胞が壊れているタイプです。子どもの糖尿病の多くが1型糖尿病で、インスリン注射などで、体内にインスリンを補給する必要があります。

2型糖尿病は、すい臓から分泌されるインスリンの量が少ないことやインスリンの働きが悪いことで発症



するタイプの糖尿病です。日本人の成人の糖尿病のほとんどがこのタイプに当てはまります。もともとは中高年の人が発症することが多かったのですが、食生活が欧米化することで若い人や子どもにもこのタイプの糖尿病が増えています。

糖尿病は、動脈硬化や歯周病、網膜症などさまざまな合併症を引き起こします。合併症が起こるのは、血糖値が高い状態が続くことで、血管がボロボロになったり臓器に適正な栄養補給ができなかったりすることが理由のようです。

治療法

糖尿病の治療は、食事療法と運動療法が基本です。軽い糖尿病の場合は、食事療法と運動療法だけで血糖値をコントロールすることができます。

食事療法に必要なことは、適切なエネルギー量を摂取し、栄養のバランスがとれた献立にすることです。そして、1日3回、ほぼ均等の量を規則正しく食事をすることが重要です。

運動療法は、1日20分か

ら30分くらいの運動を続けることが大切です。ただ運動のために特別の時間を毎日とるのは大変です。できるだけ階段を使ったり一駅歩いたりというように、ちょっとした工夫をすることで、日々の生活のなかに運動を取り入れることができます。

食事療法と運動療法を行なっても血糖値をコントロールできない場合は、薬物療法を採ります。薬物療法には、経口血糖降下薬療法やインスリン注射などがあります。

世界糖尿病デー

糖尿病の人は年々増加しており、2035年には世界の糖尿病人口は6億人に達すると試算されています。そこで、国際糖尿病連合が要請してきた「糖尿病の全世界的脅威を認知する決議」が2006年に国連総会議で採択されました。そして、インスリンを発見したカナダのバンティング博士の誕生日が11月14日であることから、この日を世界糖尿病デーと指定し、世界各地で糖尿病の予防や治療・療養を喚起する啓発活動を進めてきました。

現在、世界糖尿病デーには、160か国から約10億人が参加しています。キャンペーンには青い丸をモチーフにした「ブルーサークル」が用いられます。日本でも、日本糖尿病学会や日本糖尿病協会が中心となって、著名な建造物をブルーにライトアップして、街頭での啓発活動を実施しています。

司法取引

特定の財政経済・薬物銃器犯罪について、被疑者や被告人が裁判の中で共犯者の証拠を提出することで事件の解決に協力する代わりに、検察官から不起訴や刑事責任の減免を保証してもらう制度を「司法取引制度」といいます。

この制度は、今年の6月に導入されました。暴力団などの組織犯罪や組織ぐるみの企業犯罪・経済犯罪については、首謀者や背後者の関与状況など、事案の全容を解明するために必要な供述を、末端の実行者や組織内部者から得ることが必要となります。しかし、これらの者から何の見返りもなく協力を求めることは非常に難しいことです。そこで、協力に対する見返りとして減免を保証する司法取引制度が導入されました。

司法取引は、検察官と被疑者・弁護人のどちらか一方から協議を申し入れ、相手方が承諾することで開始します。被疑者が司

法取引に関する合意をするには、弁護人の同意が必要になります。合意が成立した後、どちらか一方がその合意に違反した場合、相手方は合意から離脱することができます。例えば、真実の供述をすることで不起訴とする合意が成立していた場合、被疑者が真実の供述をしなかったときは、検察官は合意から離脱してその被疑者を起訴することができます。逆に真実の供述をしたにも関わらず検察官が起訴した場合は、裁判所は棄却しなければなりません。そして合意によって得られた供述は、原則として証拠とすることができません。

司法取引制度を導入することによって、組織的な犯罪などの解明が迅速に進み、時間と労力の節約につながることを期待されます。一方で、虚偽の供述をすることによって冤罪が生まれる可能性や、黙秘権が侵害されることが危惧されています。また、司法取引制度が多用されることで供述証拠に偏重し、客観的な証拠の収集がおろそかになることも懸念されています。

重大インシデント

飛行機や鉄道などで、深刻な事故につながりかねないトラブルを「重大インシデント」といいます。重大インシデントは、国の運輸安全委員会が認定します。そして発生原因の調査を行い、必要に応じて重大インシデントの防止策などについて、関係者に対して勧告や意見を述べることで、安全性の向上を図っています。

今年6月に、東海道・山陽新幹線「のぞみ」の台車に破断寸前の亀裂が見つかりましたが、このことが新幹線では初の重大インシデントに当たると判断されました。

2001年から2018年8月までに報告された重大インシデントは、航空機では167件、鉄道では49件ありました。これらの重大インシデントの経過報告については、運輸安全委員会のホームページで検索をすることができます。

危険性帯有者

昨年6月に東名高速道路で、後続車にあおられるなどして追い越し車線に無理やり停止させられた夫婦が死亡した事故が発生しました。この事故をきっかけに、「あおり運転」が各地で問題になっていきます。

道路交通法では、車の運転をする中で著しく交通の危険を生じさせるおそれがある人を「危険性帯有者」として、免許停止

の行政処分を科すことができますと規定されています。警察庁は全国の警察に対して、「後方からの追い上げ」「急な割り込み」「幅寄せ」などの危険な運転をする人を、危険性帯有者として最長180日間の免許停止の行政処分をするよう指示をしました。

通常、運転免許の行政処分は、過去3年間の違反行為の合計点数に応じて行われますが、危険性帯有者については点数制度によらず処分が科されます。